

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月1日（平成30年（行情）諮問第52号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行情）答申第550号）

事件名：ICD-10の診断名に「学習障害」の用語を使用している医療機関名が分かる文書（直近年度のもの）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「ICD-10の診断名に「学習障害」の用語を使用している医療機関名が分かる文書（直近年度のもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年10月2日付け厚生労働省発総1002第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年8月2日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「ICD-10の診断名に「学習障害」の用語を使用している医療機関名が分かる文書（直近年度のもの）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年11月13日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 3 理由

(1) 本件対象行政文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「診断名として、「学習障害」の用語を使用している医療機関名がわかる文書」の開示を求めるものである。

(2) 原処分 of 妥当性について

ICDとは、疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するためWHOから勧告された統計分類であり、その第10回目の改訂版がICD-10と呼ばれている。日本では、ICDに準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」が、統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計基準として定められており、直近ではICD-10（2013年版）に準拠する形に改正（平成27年総務省告示第35号）されたものが平成28年1月1日から適用されている。ICDは医学的に類似している疾患、傷害、状態などを区別して整理するための分類であり、「学習障害」という障害については、ICD-10における「F-81 学習能力の特異的発達障害」の項目に分類されている。

医療機関においては、診断名が記載される書類として、診断書や診療録等の書類を作成していると考えられるが、それらの書類を保有しているのは当該医療機関であり、処分庁において、各医療機関の診断書等を取得することはない。

また、処分庁では、医療機関に対し、診断に際し、学習障害という用語を用いているか調査、確認を行ったことはない。

なお、処分庁において、診断名の用語に係る規程等は定めていない。

本件審査請求を受けて、念のため学習障害に関係する施策を実施する可能性のある部局（医政局、障害保健福祉部、保険局）に対し、審査請求人が求める文書の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。

以上のことから、本件対象行政文書について不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、これに対する処分庁の説明は上記3(2)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年3月15日 審議

④ 同月26日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「ICD-10の診断名に「学習障害」の用語を使用している医療機関名がわかる文書（直近年度のもの）」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3(2)）において、以下の旨を説明し、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であるとする。

ア ICDとは、疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するためWHOから勧告された統計分類であり、日本では、ICDに準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」が、統計法に基づく統計基準として定められており、直近ではICD-10（2013年版）に準拠する形に改正（平成27年総務省告示第35号）されたものが平成28年1月1日から適用されている。

イ ICDは医学的に類似している疾患、傷害、状態などを区別して整理するための分類であり、「学習障害」という障害については、ICD-10における「F-81 学習能力の特異的発達障害」の項目に分類されている。

ウ 医療機関においては、診断名が記載される書類として、診断書や診療録等の書類を作成していると考えられるが、それらの書類を保有しているのは当該医療機関であり、処分庁において、各医療機関の診断書等を取得することはない。また、処分庁では、医療機関に対し、診断に際し、学習障害という用語を用いているか調査、確認を行ったことはない。

エ なお、処分庁において、診断名の用語に係る規程等は定めていない。

オ 本件審査請求を受けて、念のため学習障害に関係する施策を実施する可能性のある部局（医政局、障害保健福祉部、保険局）に対し、審査請求人が求める文書の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。

(2) 厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然・不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子